

についての同項の規定による記載があるときは、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮装されたもの（以下この項において「国外財産に係るもの以外の事実等」という。）があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。次項において同じ。）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

2　国外財産に係る所得税に關し修正申告等（死亡した者に係るものを除く。）があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、前条第一項の規定により税務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出すべき国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき（国外財産調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）は、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわら

ず、これらの規定により計算した金額に、当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前二項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める国外財産調書とする。

一 前二項の修正申告等が所得税に関するものである場合 その修正申告書、期限後申告書、更正又は決定に係る年分に係る国外財産調書（当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基団となる国外財産を有しないこととなつた場合における当該国外財産にあつては、その年に提出すべき国外財産調書）

二 第一項の修正申告等が相続税に関するものである場合 次に掲げる国外財産調書のいずれか

イ 当該相続税に係る相続の開始の日の属する年（以下この号において「相続開始年」という。）に被相続人（遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。口において同じ。）をした者を含む。イにおいて同じ。）が提出すべきであつた国外財産調書（相続開始年において提出期限までの間に被相続人が提出すべきであつた国外財産調書を提出しないで死亡した場合にあつては、

被相続人が相続開始年の前年に提出すべきであつた国外財産調書)

- 相続開始年の翌年に相続人（遺贈により財産を取得した者を含む。）が提出すべき国外財産調書
- 4 前条第一項の規定により提出すべき国外財産調書が提出期限後に提出され、かつ、修正申告等があつた場合において、当該国外財産調書の提出が、当該国外財産調書に係る国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての調査があつたことにより当該国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、第一項又は第二項の規定を適用する。

- 5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定及び国税通則法第六十八条の規定の適用がある場合の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額の計算の基礎となるべき税額の計算その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 雜則

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九

号) の一部を次のように改正する。

目次中「登録免許税法」を「登録免許税法等」に、「第四十一条の三」を「第四十一条の四」に改める。

第十条を第九条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例)

第十条 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項に規定する特定地方公共団体との間に当該特定地方公共団体による法人税法第二条第十二条の七の六に規定する完全支配関係がある所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人が発行する租税特別措置法第五条の三第四項第一号に規定する振替社債等のうち、その同条第一項に規定する利子等の額が同号に規定する政令で定める指標を基礎として算定されるもの（当該振替社債等に係る債務について地方公共団体が保証契約を締結していないものに限る。）に係る同条、同法第四十一条の十三第二項、第四項及び第五項並びに同法第六十七条の十七第二項、第九項及び第十項の規定の適用については、当該振替社債等は、同号、同法第四十一条の十三第二項及び同法第六十七条の十七第二項に規定する特定振替社債等に該当するも

のとする。

第十条の二第一項の表の第一号の第一欄中「（平成二十三年法律第百二十二号）」を削り、「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第  
四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号の第二欄中「同法」を「東日本大震災復興特別区域法」に改め、同号の第三欄中「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同号の第四欄中「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法第二条第二項第二号口」を「東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号口（福島復興再生特別措置法第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表の第二号の第一欄中「同項に規定する」を削り、同条第四項中「その年においてその事業の用に供した減価償却資産につき」を削り、同条第六項中

「平成二十六年三月三十一日」の下に「（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた個人にあつては、平成二十八年三月三十一日）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二 福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示（第三項において「避難等指示」という。）が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該個人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項から第三項までにおいて「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費とし

て必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を特定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすること

ができる。

- 3 福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該個人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7 第一項から第四項までの規定は、前条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

8 前条第九項の規定は第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、同条第十一項の規定は第四項の規定を適用する場合について、同条第十二項の規定は第一項から第四項までの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

9 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、

「第三章（税額の計算）」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項（避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）とする。

第十条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた

地方公共団体をいう。以下この項において同じ。」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法」を「当該認定を受けた復興推進計画に定められた東日本大震災復興特別区域法」に改め、「第二条第三項(第二号イ)」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「地域」を「地域内」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定は、前二条又は租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

第十条の三の次に次の二項を加える。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三の二 福島復興再生特別措置法第十七条の規定により同条に規定する避難解除区域（以下この項において「避難解除区域」という。）に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示が解除された日から同日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた個人が、当該確認を受けた日

から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第十七条に規定する指示の対象となつた区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、前二条又は租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第二章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）」及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「並びに前条」を「第十条の二の二第三項及び第四項並びに前二条」に、「及び

震災特例法第十条の三第一項」を「震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定及び震災特例法第十条の三の二第一項」に改め、「金額とし」の下に「震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし」を加え、

「金額とする」を「金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第十条の四第四項」を「第十条の三第四項」に、「第十条の二第四項」を「第十条の二第四項若しくは第十条の一の二第四項」に、「の規定を適用したならば同項」を「若しくは第十条の二の二第五項の規定を適用したならばこれらの規定」に改める。

第十条の五第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）に、「同法の」を「東日本大震災復興特別区域法の」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に、「及び次項」を「及び第三項」に改める。

第十一条の三中「第十条の二」の下に「第十条の二の二」を加える。

第十一条の五第一項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十三条の六まで」の下に「、第七十条の四、第七十条の六及び第七十条の八」を加える。

第十二条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第十三条第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第五項第一号中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第十三条の二第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第五項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第六項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第十七条を第十六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例)

第十七条 東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負つてゐる次の各号に規定する法人について当該各号に掲げる事実が生じた場合における法人税法第五十九条第二項の規定の適用について

ては、同項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）に掲げる事実」と、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第二百三十三号）第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

2 前項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同法第五十七条、第五十八条及び第六十七条の規定の適用については、同法第五十七条第五項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠

損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「第五十九条第二項」と、「除く」とあるのは「除き、震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」と、同法第五十八条第二項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「次条第二項」と、「場合を除く」とあるのは「場合を除き、震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同条第三項」とあるのは「次条第三項」と、同法第六十七条第三項第六号中「損金算入」とあるのは「損金算入」（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の二第一項の表の第一号の第一欄中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団

体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号の第二欄中「同法」を「東日本大震災復興特別区域法」に改め、同号の第三欄中「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同号の第四欄中「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項第二号ロ」を「東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表の第一号の第一欄中「同項に規定する」を削り、同条第二項中「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項中「当該事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき」を削り、同条第五項中「平成二十六年三月三十一日」の下に「（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人にあつては、平成二十八年三月三十一日）」を加え、同条第十三項中「及び第四十

二条の九から第四十二条の十二まで」を「第四十二条の九、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」に、「第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二 福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示（次項において「避難等指示」という。）が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附屬設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額

は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないとときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並び

に法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二

十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連續して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの）を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

#### 一 前条の規定

一 前条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

二 前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7 前条第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償

却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項若しくは第二項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（避難解除

区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項(避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」とする。

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四(同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一及び第四十二条の十二の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税關係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。